

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度第1回白岡市空家等対策協議会
開 催 日	令和2年7月30日（木）
開 催 時 間	午前10時開会 ・ 午前11時00分閉会
開 催 場 所	白岡市役所4階 会議室404
会 長 の 氏 名	小島 卓
出 席 者 の 氏 名・出席者数	白岡市空家等対策協議会 小島 卓 会長（白岡市長） 井上 聡 委員、村岡 道夫 委員、大久保徳仁 委員 進藤 洋一 委員、折原 良雄 委員、齋藤 正恵 委員 矢島 静江 委員、弓木 裕一 委員 9人
説 明 員 氏 名	(1) 特定空家等の現状について：村岡主査 (2) 条例に基づく緊急安全措置の実施について：村岡主査 (3) 白岡市の空家等の現状と対策について：東主任 (4) 白岡市空家バンク制度について：東主事
事 務 局 職 員 の 職・氏名	市民生活部 部長 篠塚 淳 環境課 課長 大橋 寛枝 主査 村岡 信義 主事 東 航平 都市整備部 建築課 課長 宮下 覚 5人
会 議 次 第	1 開 会 2 あいさつ （事務局紹介） 3 議 題 (1) 特定空家等の現状について (2) 条例に基づく緊急安全措置の実施について (3) 白岡市の空家等の現状と対策について (4) 白岡市空家バンク制度について 4 そ の 他 5 閉 会

<p>その他会議出席者の職・氏名</p>	<p>(傍聴人) 1人</p>
<p>配布資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○会議次第 ○白岡市空家等対策協議会委員名簿 ○資料1 特定空家等の現状について ○資料2 条例に基づく緊急安全措置の実施について ○資料3 令和元年度行政区別空家件数一覧 ○資料4 令和元年度実績「空家相談件数」 ○資料5 令和元年度空家等に係る施策（実績・成果） ○資料6 白岡市空家バンク制度のご案内

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
大橋課長	1 開 会 会議を開会。
小島会長	2 あいさつ 小島会長からあいさつ。
大橋課長	(事務局紹介) 事務局職員の紹介。 議事進行を会長の小島市長に依頼する。また、本日の議題(1)特定空家等の現状については、個人に関する情報など、市の情報公開条例において非公開とすべき内容が含まれている。白岡市空家等対策協議会条例第8条ただし書きの規定により、傍聴人のかたには一時ご退室願うとともに、資料についても、非公開部分を黒塗りとさせていただいている。
小島会長	3 議 題 (1) 特定空家等の現状について (1) 特定空家等の現状について、事務局から説明を求める。 なお、当該案件は個人に関する情報など、非公開とすべき内容が含まれていることから、白岡市空家等対策協議会条例第8条の規定により、傍聴人は一時退室とさせていただく。 (傍聴人退室)
村岡主査	資料1に基づき、特定空家等の現状について説明。

小島会長 A 委員	<p>説明の内容について、質問はあるか。</p> <p>空家の解体費について、金融機関が行っている空家解体ローンを組み返済することを視野に入れているとのことだが、所有者 5 人の中から代表を決めて一人で負担するのか、5 人全員で負担するのか教えてほしい。</p>
村岡主査	<p>空家解体ローンについては、現状ではまだ案の段階である。</p> <p>5 人いる相続人各々が高齢で病気がちや、生活保護を受給しているなど、返済をしていく上で障害があり、一人に負担をさせるのは難しい状況にあるため、5 人全員に負担をさせる方向で考えている。</p> <p>なお、この空家解体ローンについては、条件として、相続人が決定しており、その相続人が契約をすることになっているため、まずは未登記について整理していくこととなる。</p>
B 委員	<p>接道が無いとのことであるが、法定道路に全く接していないという解釈でよいか。</p>
村岡主査	<p>いわゆる 1 項道路には接しておらず、2 項道路になる予定のものに対しても 90 c m しか接していない。</p>
小島会長	<p>他に質問はあるか。</p>
出席者一同	<p>無し。</p>
小島会長	<p>質疑を終了する。</p> <p>議題(1)特定空家等の現状については、報告済みとする。</p> <p>議題(1)が終了したため、傍聴人の再入室を認める。</p> <p>(傍聴人入室)</p>
小島会長	<p>(2)条例に基づく緊急安全措置の実施について</p> <p>(2)条例に基づく緊急安全措置の実施について、事務</p>

村岡主査	局から説明を求める。 資料 2 に基づき、条例に基づく緊急安全措置の実施について説明。
小島会長 C 委員	説明の内容について、質問はあるか。 スズメバチの巣の撤去について、3 件とも費用は市費負担なのか。
村岡主査	3 件のスズメバチの巣の撤去については、緊急性や周囲への被害に鑑みて、緊急安全措置とし、市費負担で行ったものである。
C 委員	追加で質問だが、空家以外の場所でスズメバチの営巣があった場合の撤去費用は個人の負担となるのか。
村岡主査	空家以外のスズメバチの巣については、環境衛生担当の通常業務にて、市費負担により撤去を行っている。
D 委員	「1」の火災跡地については、昨年度の不動産無料相談の際に当事者から相続や費用の工面などの相談を受けていたが、現在は解体され売地になっているとのことである。 そのことについて、環境課の職員には適切な対応をしていただいた。 また、平成 30 年に提案した不動産無料相談についても、迅速に対応をし、早速次年度から実施していただいた。
小島会長	これらの対応について、お礼とさせていただきたい。 ありがとうございました。 他に質問はあるか。
出席者一同	無し。
小島会長	質疑を終了する。 議題(2)条例に基づく緊急安全措置の実施については、報告済みとする。

小島会長	(3)白岡市の空家等の現状と対策について (3)白岡市の空家等の現状と対策について、事務局から説明を求める。
東主事	資料3、4、5に基づき白岡市の空家等の現状と対策について説明。
小島会長	説明の内容について、質問はあるか。
出席者一同	無し。
小島会長	質疑を終了する。 議題(3)白岡市の空家等の現状と対策については、報告済みとする。
	(4)白岡市空家バンク制度について
小島会長	(4)白岡市空家バンク制度について、事務局から説明を求める。
東主事	資料6に基づき白岡市空家バンク制度について説明。
小島会長	説明の内容について、質問はあるか。
出席者一同	無し。
小島会長	質疑を終了する。 議題(4)白岡市空家バンク制度については、報告済とする。
小島会長	議事が全て終了したため、議長の職を降ろさせていただく。
	4 その他
大橋課長	事務局からはお知らせ等はないが、委員のかたから何かあるか。
出席者一同	無し。 5 閉 会

大橋課長

会議を閉じる。